

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局総務部総務課 (06－6208－7911)
処分課（担当）名	関係債権を所管する各課
処分の名称	延滞金等の減免申請
概 要	福祉局が所管する債権について、市長が特別の理由があると認めるときは、延滞金等の減免をすることができます。
根拠法令等 及び条項	福祉局所管債権の延滞金及び延滞損害金減免要綱第1条 税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例第4条 財産条例第23条
審査基準	（1）災害により債務者が債務を履行することが困難であったと認められる場合 （2）未収債権管理事務取扱規則第9条第8項第1号に定める場合 （3）その他、市長が必要と認める場合 未収債権管理事務取扱規則 第9条 1～7 （略） 8 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、延納利息を付さないことができる。 （1） 履行期限を延長する特約又は処分を行う債権が、令第171条の6第1項第1号に規定する債権に該当する場合 （2）～（6） （略） 9～10 （略） 地方自治法施行令 第171条の6 1 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。 （1） 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。 （2）～（5） （略） 2 （略）
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	各関係債権を所管する課
提出時期	随時
提出方法	各関係債権を所管する課にご相談ください。
手数料	なし
相談窓口	各関係債権を所管する課
ホームページ	
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部障がい支援課 (06-6208-7986)
処分課（担当）名	福祉局障がい者施策部障がい支援課
処分の名称	障がい者（児）に対する日常生活用具等給付の給付決定
概 要	在宅の障がい者（児）に対し、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付する。日常生活用具の給付を受けるためには事前に申請が必要である。
根拠法令等 及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第65条の12 大阪市重度障がい者日常生活用具給付要綱
審査基準	（１）日常生活用具の定義：次の要件をすべて満たすもの ・安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの ・日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、社会参加を促進するもの ・製作や改良、開発にあたって、障がいに関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの （２）日常生活用具の用途及び形状 ・介護・訓練支援用具 ・自立生活支援用具 ・在宅療養等支援用具 ・情報・意思疎通支援用具 ・排泄管理支援用具 （３）対象者 ・大阪市に居住する者 ・要綱に定める障がい及び程度、対象年齢に掲げる障がい者 （４）給付金額 要綱に定める限度額と実際に購入する用具の価格のいずれか低い額から、要綱に定める自己負担額を控除した額
標準処理期間	申請される内容により異なるため、申請時に提出先にお問い合わせください。
経由日数	なし
提出先	居住区の保健福祉課
提出時期	随時（日常生活用具を購入する前に提出）
提出方法	以下の書類を居住区の保健福祉課に提出してください。 ・重度障がい者日常生活用具給付申請書 ・市町村民税の課税状況等がわかる書類もしくは市民税の課税状況等を閲覧することの同意書 ・見積書
手数料	なし
相談窓口	居住区の保健福祉課または福祉局障がい者施策部障がい支援課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000626534.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部障がい支援課 (06-6208-7986)
処分課（担当）名	福祉局障がい者施策部障がい支援課
処分の名称	障がい者（児）に対する住宅改修費の給付決定
概 要	在宅の重度心身障がい者（児）に対し、日常生活上の障がいの除去又は軽減に直接効果のある改修工事を行う場合の費用の一部を給付する。住宅改修費の給付を受けるためには事前に申請が必要である。
根拠法令等 及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第65条の12 大阪市重度心身障がい者（児）住宅改修費給付事業実施要綱
審査基準	（１）対象工事・給付金額 住宅の浴室・便所・台所・居室の改修などの工事 ・区分Ａ：身体障がい１・２級、知的障がい重度（Ａ）・・・上限50万円 ・区分Ｂ：両上肢機能障がい１級かつ両下肢機能障がい１級、体幹機能障がい１級がトランスファーシステム等の移動機器を設置する場合・・・上限100万円 ・区分Ｃ：下肢機能障がい３級、体幹機能障がい３級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい３級・・・上限25万円 （２）対象者 ・大阪市内に居住する者 ・要綱に定める区分に該当する障がいをお持ちの方 （４）自己負担金 市民税所得割額が非課税の方は無料 課税の方について 区分Ａ：工事費20万円まで1/10、工事費20万円超50万円まで2/3 区分Ｂ：工事費40万円まで1/10、工事費40万円超100万円まで2/3 区分Ｃ：工事費10万円まで1/10、工事費10万円超25万円まで2/3
標準処理期間	１～２ヶ月
経由日数	なし
提出先	居住区の保健福祉課
提出時期	随時（住宅改修工事に着工する前に提出）
提出方法	以下の書類を居住区の保健福祉課に提出してください。 ・住宅改修費給付申請書 ・市町村民税の課税状況等がわかる書類もしくは市民税の課税状況等を閲覧することの同意書 ・施工見積書 ・工事計画書 ・平面図及び側面図 ・工事内訳明細書 ・工事箇所の写真
手数料	なし
相談窓口	居住区の保健福祉課または福祉局障がい者施策部障がい支援課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000626539.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部障がい支援課 (06-6208-7986)
処分課（担当）名	福祉局障がい者施策部障がい支援課
処分の名称	視覚障がい者（児）に対する点字図書の給付決定
概 要	視覚障がい者（児）に対する点字図書の給付決定に対し、点字図書を給付することにより情報の入手を容易にする。 点字図書の給付を受けるためには事前に申請が必要である。
根拠法令等 及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第65条の12 大阪市点字図書給付事業実施要綱
審査基準	（1）給付対象 点字図書給付対象出版施設が出版する点字図書。ただし点字新聞以外の月刊や週刊で発行される雑誌等は除く （2）給付限度 年間6タイトル、6タイトルに満たない場合でも、総給付巻数24巻を限度 （3）対象者 ・大阪市に居住する者 ・視覚障がい者（児） （4）自己負担金 一般図書購入価格相当額
標準処理期間	1月以内
経由日数	なし
提出先	居住区の保健福祉課
提出時期	随時（点字図書を購入する前に提出）
提出方法	以下の書類を居住区の保健福祉課に提出してください。 ・点字図書給付申請書 ・発行証明書
手数料	なし
相談窓口	居住区の保健福祉課または福祉局障がい者施策部障がい支援課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000626542.html
備 考	